

議案第 9 1 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市手数料条例の一部改正)

第 1 条 川崎市手数料条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 3 0 号中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に改め、同条第 2 3 1 号中「第 8 5 条第 6 項」を「第 8 5 条第 7 項」に改め、同条第 2 4 5 号中「第 8 7 条の 3 第 5 項」を「第 8 7 条の 3 第 6 項」に改め、同条第 2 4 6 号中「第 8 7 条の 3 第 6 項」を「第 8 7 条の 3 第 7 項」に改める。

(川崎市福祉のまちづくり条例の一部改正)

第 2 条 川崎市福祉のまちづくり条例（平成 9 年川崎市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第25条中「同条第5項若しくは第6項」を「同条第6項若しくは第7項」に改める。

(川崎市建築基準条例の一部改正)

第3条 川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第61条第2項中「第86条の4第1項」を「第86条の4」に改める。

第62条中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

(川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成28年川崎市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

第12条中「第86条の4第1項」を「第86条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、この条例を制定するものである。